

採水口設置に関する指示書

年 月 日

様

和泉市消防長

採水口設置について下記事項を遵守することを指示します。

記

- 1 設計図書を工事着手1ヶ月前までに2部提出すること。必要な書類は次のとおりとする。
 - (1) 採水口設計届出書(様式第14号)
 - (2) 位置図、敷地配置図
 - (3) 採水口構造図
 - (4) 採水口配管図

- 2 採水口は双口型とし、口径は75mmのメスネジとする。採水口までの配管は、100mm以上の鋼管を使用すること。ただし、火災の影響を受けるおそれがない部分については、水道配水用ポリエチレン管とすることができる。

- 3 採水口がいたずら等により損傷をうけるおそれが大であると認められるときは、BOX型を設置すること。

- 4 事前連絡(警備課0725-41-6449)をもって中間検査(水補給前)及び完成検査を受けること。

- 5 完成検査後、遅滞なく採水口設置に関する手続きを行うこと。

- 6 届出に必要な書類は資料については、以下のとおりとする。(各2部)
 - (1) 採水口設置届出書(様式第15号)
 - (2) 位置図
 - (3) 敷地配置図
 - (4) 採水口位置図
 - (5) 採水口構造図
 - (6) 工程写真

- 7 その他必要事項